【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年５月13日
【四半期会計期間】	第27期第１四半期(自　平成25年１月１日　至　平成25年３月31日)
【会社名】	アライドテレシスホールディングス株式会社
【英訳名】	ALLIED TELESIS HOLDINGS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　　大　嶋　章　禎
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長　　島 津 圭 一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長　　島 津 圭 一
【縦覧に供する場所】	株式会社　東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 第１四半期連結 累計期間	第27期 第１四半期連結 累計期間	第26期
会計期間		自 平成24年１月１日 至 平成24年３月31日	自 平成25年１月１日 至 平成25年３月31日	自 平成24年１月１日 至 平成24年12月31日
売上高	(千円)	5,625,663	5,451,474	28,288,160
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△904,273	△1,053,837	1,103,361
四半期(当期)純利益 又は純損失(△)	(千円)	△970,382	△1,046,678	729,854
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	△1,113,398	△1,318,647	427,686
純資産額	(千円)	11,081,797	11,174,765	12,696,186
総資産額	(千円)	24,540,782	26,037,305	25,458,386
１株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額(△)	(円)	△8.37	△8.72	6.28
潜在株式調整後１株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	―	―	6.13
自己資本比率	(%)	42.8	40.6	47.4

(注) １．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。
３．第26期第１四半期連結累計期間及び第27期第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間において、Allied Telesis Europe Saglを清算しましたので連結の範囲から除外しております。また、新たに設立したConsilink,LLCを持分法の適用範囲に含めております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第１四半期連結累計期間（平成25年１月１日～平成25年３月31日）における連結売上高は、54億51百万円（前年同期比3.1%減）となりました。利益面では、大幅に円安が進行したことから販売費及び一般管理費のうち海外経費の円換算額が上昇したため、営業損失は18億59百万円（前年同期は14億14百万円の損失）となりました。一方で、為替差益８億39百万円が発生し、経常損失は10億53百万円（前年同期は９億４百万円の損失）、四半期純損失は10億46百万円（前年同期は９億70百万円の損失）となりました。

当社グループの所在地域別のセグメント売上高の概要は、次のとおりです。

〔日本〕

日本では、製造業や医療市場において好調な販売が見られたものの、文教市場における受注が減少しました。また、工事・保守などサービス事業において、大口案件の契約が終了した影響などにより前年同期比16.6%減の23億70百万円となりました。

〔米州〕

米州では、当四半期において、ヘルスケア分野のサービスツールを開発する合弁会社を設立したほか、航空関連市場を始めとした新規市場開拓に努めました。このような取り組みの結果、州政府による交通・通信インフラの大型案件を受注するなど同地域での販売は堅調に推移し、前年同期比15.3%増の12億70百万円となりました。

〔EMEA（ヨーロッパ、中東およびアフリカ）〕

EMEAでは、欧州における金融不安が再燃し景況感の一層の悪化が進んだことなどから同地域における販売は低調となりましたが、円安基調による円換算額が増加し、売上高は、前年同期比5.8%増の12億78百万円となりました。

〔アジア・オセアニア〕

アジア・オセアニアでは、ニュージーランド教育省主導の学校ネットワーク更新の継続案件やタイ通信省へのソリューションベースのネットワーク納入など、各国の政府関連の案件が好調に推移し、前年同期比12.4%増の５億31百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第１四半期連結会計期間末における総資産は260億37百万円となり、前連結会計年度末に比べ５億78百万円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が39億78百万円減少した一方で、現金及び預金が19億７百万円、商品及び製品が３億33百万円、原材料及び貯蔵品が１億79百万円、土地が17億72百万円増加したことによるものであります。

負債合計は148億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ21億円増加いたしました。これは主に支払手形及び買掛金が１億60百万円、短期借入金が１億55百万円、長期借入金が15億１百万円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、111億74百万円となり、前連結会計年度末に比べ15億21百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金が13億96百万円減少したことによるものであります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ6.8ポイント低下となる40.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成25年３月１日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(Ⅰ)基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務基盤や事業内容等のさまざまな企業価値の源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、グループ各社の有する①ネットワーク機器業界のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウ、高度な技術力に基づいた情報通信機器全般に関する総合力、②急速かつ激しい技術革新に対応し、「高性能」「高品質」「高い信頼性」を保持しつつ「コストパフォーマンス」に優れた製品を安定的に供給することのできる研究開発力、③お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品及びサービスの豊富さ、④世界に広がる多くの顧客、取引先及びパートナーとの長期的な友好関係に基づく強固な信頼関係にあります。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保・向上させられる者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(Ⅱ)取組みの具体的な内容の概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来25年以上に渡り、ネットワーク機器専門メーカーとして、最新技術の研究と安定して動作する製品の開発・製造・販売に努め、それぞれの経営機能をグローバルに拡張し、製品に付随するさまざまなサービスを拡充してまいりました。持続的な事業拡大のため、社会の潮流を見据えた技術開発と成長分野への経営資源の集中を最優先に行い、企業価値向上のための取り組みとして、次の事業を展開しております。

(ネットワークプロダクト事業)

ネットワークプロダクト市場は世界的に開発競争が激化しており、絶え間なく技術革新が進んでおります。当社グループは、ネットワーク機器のリーディングカンパニーとして最新技術の研究開発に取り組み、高度なテクノロジーを取り入れながら誰もが使いやすく、安定して動作する製品の開発・製造に注力しています。

① ハードウェア

ネットワークプロダクト事業におけるハードウェアは、ネットワーク専門メーカーとしての中核事業です。当社グループは設立当初より、高品質かつコストパフォーマンスに優れた製品を市場に投入することで、ネットワーク社会の早期実現に貢献してまいりました。あらゆる規模・業種のニーズに応えるために製品ラインナップを拡充する一方で、省エネ効果の高い製品の開発と、生産プロセスへの環境マネジメントの導入により、環境に配慮した製品供給を行っています。

② ソフトウェア

肥大化するデータの高速処理と高い信頼性・拡張性・安全性の両面が求められる現在のネットワーク環境のもと、当社グループは、リスク回避や弾力性に優れたソフトウェア・テクノロジーの研究開発を強化しています。ネットワーク業界標準のCLI（文字列入力によるインターフェース）を採用したスイッチ用OS（オペレーティングシステム）のAlliedWare Plus（アライドウェアプラス）は、より使いやすくより安定したネットワークを提供する最新機能を搭載しています。また、ネットワーク機器の統合管理・監視から接続端末の認証、トラフィックの分析までを行うAlliedView NMS（アライドビューNMS）といったネットワークマネジメント製品も、ネットワークを安心して利用し続けるためのツールとして、多くのユーザーに導入されています。

(ＩＰソリューション事業)

当社グループは、ネットワーク製品を製造・販売するだけのメーカーではなく、顧客にとっての最適なネットワーク環境を提供するソリューション企業へと変貌をとげることで、競合他社との差別化を図ってまいります。社会環境の変化とともに、ビジネスで、公共機関で、あるいは教育や医療の現場でネットワークは不可欠なものとなり、求められる利用形態は多岐にわたります。当社グループでは、多様化する市場のニーズをいち早く捉え、学校ICTソリューション、止まらないネットワークを提供する医療向けソリューション、防犯・防災に最適な監視カメラソリューションなど、ユーザーのビジネスプロセスに合わせたポリシーの策定から設計・構築、運用管理に至るまで、ワンストップのネットワークソリューションを提供します。また、顧客のTCO(総所有コスト)削減に効果的な機能面、運用面、コスト面における全体最適を図るソリューションによる顧客志向アプローチにより、収益性向上とシェア拡大を目指しております。

(サービス事業)

ネットワーク機器の専業メーカーだからこそ持ち得る高度な技術力を背景に、顧客の要望に最適な付加価値サービスを提供しています。障害が発生した際に最短のダウンタイムで復旧を支援するためのオンサイトサポートや電話によるヘルプデスクはもちろん、コンサルティングから設計・構築、運用管理に至るネットワークシステムのライフタイム全体を通じて、総合的なサービスを提供しております。このほか、米軍基地内や大学キャンパス内の居住区において、ネットワークインフラの敷設からIP電話やIPTV（動画）などさまざまなサービスやコンテンツを提供するISP（インターネット・サービス・プロバイダ）事業を展開しています。こうしたサービス事業は、高い利益率と長期契約による安定した収益をもたらす事業として継続して強化してまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買付けしようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。なお、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確詰することがあります。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本プランは上記の基本方針に沿うものであり、また以下のような特段の配慮がされていることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア)企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(イ)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

(ウ)株主意思の重視

本プランの有効期間は、平成25年３月27日開催の当社第26回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランには、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(エ)独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(オ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の任期は１年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第１四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は10億円であります。なお、当第１四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成25年３月31日)	提出日現在発行数(株)(平成25年５月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	120,802,190	120,802,190	東京証券取引所(市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	120,802,190	120,802,190	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年５月１日から当該四半期報告書提出日までの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第１四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年３月27日(株主総会) 平成25年３月14日(取締役会)
新株予約権の数(個)	49,035
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,903,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	255（注）２
新株予約権の行使期間	自 平成25年３月22日 至 平成34年３月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255 資本組入額 128（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

(注) １．新株予約権１個につき当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式分割及び株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額×\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数×１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。

４．① 新株予約権者が当社又は関係会社を退職し、当社又は関係会社の従業員、取締役及び監査役ならびに社外協力者の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の最低単位は１個とし、分割行使はできない。

③ 新株予約権の行使に関するその他の条件等は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５．組織再編行為に伴い、組織再編行為に関する契約、計算書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合のみ、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項８号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年１月１日～平成25年３月31日	3,520,500	120,802,190	90,828	9,976,038	90,828	168,363

(注)ストックオプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 687,100	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,103,900	1,201,039	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 11,190	―	―
発行済株式総数	120,802,190	―	―
総株主の議決権	―	1,201,039	―

(注)1「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,400株(議決権44個)含まれております。
2「単元未満株式」の欄には、自己株式７株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アライドテレシスホールディングス株式会社	東京都品川区西五反田 七丁目21番11号	687,100	―	687,100	0.57
計	―	687,100	―	687,100	0.57

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第４　【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間(平成25年１月１日から平成25年３月31日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成25年１月１日から平成25年３月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成25年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,211,835	7,118,899
受取手形及び売掛金	8,305,858	4,326,903
商品及び製品	3,300,575	3,633,707
仕掛品	133,467	223,219
原材料及び貯蔵品	605,698	785,358
前払費用	552,194	557,204
その他	901,810	900,669
貸倒引当金	△151,160	△122,113
流動資産合計	18,860,279	17,423,850
固定資産		
有形固定資産		
土地	932,324	2,704,679
その他（純額）	3,073,305	3,100,639
有形固定資産合計	4,005,629	5,805,318
無形固定資産		
その他	1,172,693	1,180,264
無形固定資産合計	1,172,693	1,180,264
投資その他の資産		
その他	1,436,795	1,644,688
貸倒引当金	△17,011	△16,816
投資その他の資産合計	1,419,784	1,627,871
固定資産合計	6,598,107	8,613,455
資産合計	25,458,386	26,037,305
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,786,706	1,947,295
短期借入金	276,390	431,628
1年内返済予定の長期借入金	1,565,125	1,549,390
未払費用	1,011,046	1,245,474
未払金	939,032	1,033,769
未払法人税等	317,482	167,360
賞与引当金	433,977	691,657
前受収益	2,493,251	2,487,322
その他	417,390	317,001
流動負債合計	9,240,402	9,870,899
固定負債		
長期借入金	1,766,964	3,268,342
退職給付引当金	735,748	744,274

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成25年３月31日)
その他	1,019,084	979,023
固定負債合計	3,521,797	4,991,640
負債合計	12,762,200	14,862,540
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,885,209	9,976,038
資本剰余金	77,534	168,363
利益剰余金	912,702	△483,759
自己株式	△48,094	△48,098
株主資本合計	10,827,352	9,612,542
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	48	260
繰延ヘッジ損益	12,970	5,364
為替換算調整勘定	1,217,377	952,803
その他の包括利益累計額合計	1,230,396	958,427
新株予約権	638,437	603,794
純資産合計	12,696,186	11,174,765
負債純資産合計	25,458,386	26,037,305

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年１月１日 至　平成24年３月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)
売上高	5,625,663	5,451,474
売上原価	2,305,964	2,226,818
売上総利益	3,319,699	3,224,656
販売費及び一般管理費	4,734,005	5,084,629
営業損失（△）	△1,414,306	△1,859,973
営業外収益		
受取利息	3,114	3,032
持分法による投資利益	3,843	―
為替差益	521,192	839,429
その他	5,752	3,825
営業外収益合計	533,902	846,287
営業外費用		
支払利息	23,434	33,994
持分法による投資損失	―	4,467
その他	435	1,689
営業外費用合計	23,869	40,151
経常損失（△）	△904,273	△1,053,837
特別利益		
固定資産売却益	―	14
新株予約権戻入益	1,590	3,067
特別利益合計	1,590	3,082
税金等調整前四半期純損失（△）	△902,683	△1,050,754
法人税、住民税及び事業税	45,450	44,633
法人税等調整額	22,248	△48,709
法人税等合計	67,699	△4,076
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△970,382	△1,046,678
四半期純損失（△）	△970,382	△1,046,678

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年１月１日 至　平成24年３月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△970,382	△1,046,678
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△43	212
繰延ヘッジ損益	△926	△7,605
為替換算調整勘定	△142,046	△264,574
その他の包括利益合計	△143,016	△271,968
四半期包括利益	△1,113,398	△1,318,647
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,113,398	△1,318,647
少数株主に係る四半期包括利益	―	―

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第１四半期連結累計期間(自　平成25年１月１日　至　平成25年３月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、Allied Telesis Europe Saglは清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第１四半期連結会計期間において、当社の在外子会社Allied Telesis, Inc.が、ヘルスケア分野のサービスツールを開発することを目的として、Gary Comer, Inc.との合弁会社Consilink, LLCを設立し関連会社となったため、持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第１四半期連結会計期間より、平成25年１月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年１月１日 至　平成24年３月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)
減価償却費	178,681千円	207,983千円

(株主資本等関係)

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間(自　平成24年１月１日　至　平成24年３月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年２月10日取締役会	普通株式	347百万円	３円	平成23年12月31日	平成24年３月28日	利益剰余金

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間(自　平成25年１月１日　至　平成25年３月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年２月８日取締役会	普通株式	349百万円	３円	平成24年12月31日	平成25年３月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間(自　平成24年１月１日　至　平成24年３月31日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	日本	米州	EMEA(注)１	アジア・オセアニア	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	2,843,229	1,101,602	1,207,693	473,138	5,625,663	―	5,625,663
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	139,228	34,898	12,651	1,651,676	1,838,455	(1,838,455)	―
計	2,982,457	1,136,500	1,220,345	2,124,814	7,464,118	(1,838,455)	5,625,663
セグメント損失(△)	△1,203,407	△30,423	△65,632	△103,286	△1,402,750	(11,555)	△1,414,306

(注) １．ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

２．セグメント損失の調整額には、セグメント間取引消去11,639千円及びセグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等△23,195千円が含まれております。

３．セグメント損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間(自　平成25年１月１日　至　平成25年３月31日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	日本	米州	EMEA(注)１	アジア・オセアニア	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	2,370,978	1,270,603	1,278,146	531,745	5,451,474	―	5,451,474
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	166,749	34,028	2,830	1,505,817	1,709,426	(1,709,426)	―
計	2,537,728	1,304,632	1,280,976	2,037,563	7,160,900	(1,709,426)	5,451,474
セグメント損失(△)	△1,507,281	△31,668	△150,420	△153,771	△1,843,142	(16,830)	△1,859,973

(注) １．ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

２．セグメント損失の調整額には、セグメント間取引消去13,805千円及びセグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等△30,635千円が含まれております。

３．セグメント損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年１月１日 至　平成24年３月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)
１株当たり四半期純損失金額	８円37銭	８円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	970,382	1,046,678
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	970,382	1,046,678
普通株式の期中平均株式数(株)	115,886,690	120,040,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年３月29日定時株主総会決議による新株予約権１種類(普通株式4,676,000株)。 なお、概要は「第３提出会社の状況、１株式等の状況、(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	平成24年３月27日定時株主総会決議による新株予約権１種類(普通株式4,903,500株)。 なお、概要は「第３提出会社の状況、１株式等の状況、(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年４月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

1.取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類　当社普通株式

②取得する株式の総数　6,000,000株（上限）

③取得価額の総額　500百万円（上限）

④取得する期間　平成25年４月８日～平成25年10月７日

⑤取得の方法　信託方式による市場買付

２．取得理由

経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を可能にするため。

３．平成25年４月８日から平成25年４月30日までに実施した自己株式の取得結果

①取得株式数　247,900株

②取得金額　21,051千円

２　【その他】

(普通株式の配当に関する事項)

平成25年２月８日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

①　配当金の総額　349百万円

②　１株当たり配当金　３円

③　基準日　平成24年12月31日

④　効力発生日　平成25年３月28日

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年５月13日

アライドテレシスホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　正　行　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下　条　修　司　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドテレシスホールディングス株式会社の平成25年１月１日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成25年１月１日から平成25年３月31日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成25年１月１日から平成25年３月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。